

令和 7 年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 14 号	繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書並びに予 算繰越計算書の報告について……………	1
〃 第 15 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	14
〃 第 16 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	25
〃 第 17 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告に ついて……………	33
〃 第 18 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告につい て……………	48
〃 第 19 号	市長専決処分の報告について……………	69
〃 第 20 号	市長専決処分の報告について……………	73
〃 第 21 号	市長専決処分の報告について……………	75
〃 第 22 号	市長専決処分の報告について……………	77
〃 第 23 号	市長専決処分の報告について……………	79
〃 第 24 号	市長専決処分の報告について……………	81
〃 第 25 号	市長専決処分の報告について……………	83
〃 第 26 号	市長専決処分の報告について……………	85
〃 第 27 号	市長専決処分の報告について……………	87
〃 第 28 号	市長専決処分の報告について……………	89
〃 第 29 号	市長専決処分の報告について……………	91
〃 第 30 号	市長専決処分の報告について……………	93
〃 第 31 号	市長専決処分の報告について……………	95
奈良市議案第 52 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	97
〃 第 53 号	令和 7 年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）……………	100
〃 第 54 号	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部改正について……………	116
〃 第 55 号	奈良市税条例の一部改正について……………	118
〃 第 56 号	奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部改正につい て……………	124

奈良市議案第 57 号	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特 例に関する条例の一部改正について……………	130
ㄥ 第 58 号	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい て……………	131
ㄥ 第 59 号	奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す る条例の一部改正について……………	133
ㄥ 第 60 号	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 の一部改正について……………	135
ㄥ 第 61 号	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基 準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一 部改正について……………	136
ㄥ 第 62 号	奈良市下水道条例の一部改正について……………	137
ㄥ 第 63 号	財産の処分について……………	138
ㄥ 第 64 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	140
ㄥ 第 65 号	訴えの提起について……………	141

繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書
並びに予算繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項並びに同法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、次の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和6年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和6年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 令和6年度奈良市水道事業会計継続費繰越計算書
- 4 令和6年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書
- 5 令和6年度奈良市下水道事業会計予算繰越計算書

令和6年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	水利権等補償経費	円 3,691,000	円 —
		自治会等活動推進経費	14,000,000	14,000,000
		庁舎等施設整備事業	41,000,000	41,000,000
		スポーツ施設整備事業	253,282,000	240,200,000
	2. 企画費	万博連携事業経費	9,450,000	6,200,000
		エネルギー政策経費	340,093,000	293,603,000
		防災対策経費	103,000,000	103,000,000
		文化振興施設整備事業	128,500,000	119,600,000
	3. 徴税費	賦課事務経費	53,471,000	53,471,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得者支援・定額減税補足 給付金事業経費	1,566,770,000	214,792,000
		環境改善施設整備事業	23,300,000	—
	2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	222,200,000	221,435,000
		認定こども園施設整備事業	27,254,000	—
4. 衛生費	1. 保健衛生費	出産・子育て応援経費	1,540,000	1,540,000
		保健衛生施設整備事業	122,000,000	82,400,000
	3. 清掃費	清掃施設整備事業	1,229,854,000	1,206,699,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	5,590,000	5,590,000
		土地基盤整備事業	58,767,000	58,667,000
		元気な森林づくり経費	17,737,000	17,432,000
8. 観光費	1. 観光費	針テラス運営管理経費	22,410,000	22,410,000
		観光施設整備事業	74,326,000	23,259,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
				—
				14,000,000
		36,900,000		4,100,000
		240,200,000		—
				6,200,000
	⑤ 282,851,000			10,752,000
	⑤ 47,500,000	9,900,000		45,600,000
		119,600,000		—
				53,471,000
	⑤ 21,870,000			192,922,000
				—
	⑤ 98,502,000 ⑤ 24,625,000	98,200,000		108,000
				—
	⑤ 1,540,000			—
		82,400,000		—
		1,194,900,000		11,799,000
	⑤ 5,590,000			—
	⑤ 3,569,000			55,098,000
				17,432,000
14,960,000				7,450,000
		19,900,000		3,359,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
9. 土 木 費	2. 道 路 橋 梁 費	定期点検経費	円 35,450,000	円 34,966,000
		街路灯管理経費	27,400,000	26,906,000
		道路橋梁維持補修経費	5,000,000	4,300,000
		道路橋梁新設改良事業	1,549,351,000	1,288,537,000
	3. 河 川 費	河川堤防改修事業	76,831,000	39,000,000
	4. 都 市 計 画 費	バリアフリー基本構想策定経費	14,351,000	14,351,000
		街路事業	916,682,000	844,334,000
		J R 奈良駅付近連続立体交差事業	687,841,000	629,767,000
		公園維持補修経費	3,500,000	—
		公園事業	556,000,000	464,900,000
	6. 住 宅 費	住宅管理経費	20,000,000	20,000,000
		公営住宅整備事業	44,000,000	44,000,000
10. 消 防 費	1. 消 防 費	消防施設整備事業	190,025,000	190,025,000
11. 教 育 費	1. 教 育 総 務 費	特別支援教育推進経費	1,846,000	1,760,000
		中高一貫校施設整備事業	599,700,000	593,455,000
	2. 小 学 校 費	施設保守管理経費	3,900,000	—
		小学校施設整備事業	659,180,000	580,038,000
	3. 中 学 校 費	中学校施設整備事業	326,807,000	252,203,000
	4. 高 等 学 校 費	高等学校運営管理経費	24,800,000	21,623,000
	6. 社 会 教 育 費	指定文化財補助経費	21,583,000	21,298,000
		社会教育施設整備事業	119,400,000	99,426,000
		文化財整備事業	57,573,000	—

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	(国) 19,230,000			15,736,000
				26,906,000
		4,300,000		—
	(国) 619,782,000	668,200,000		555,000
		39,000,000		—
	(国) 6,080,000			8,271,000
	(国) 408,914,000	435,100,000		320,000
		629,700,000		67,000
				—
96,033,000		338,800,000	(寄) 30,000,000	67,000
	(国) 10,000,000			10,000,000
	(国) 19,500,000	19,500,000		5,000,000
	(国) 15,777,000	142,200,000	(分) 1,827,000	30,221,000
				1,760,000
		593,400,000		55,000
				—
	(国) 51,663,000	523,300,000		5,075,000
	(国) 35,297,000	214,000,000		2,906,000
				21,623,000
				21,298,000
		12,500,000		86,926,000
				—

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
	7. 保健体育費	学校給食事務経費	円 50,083,000	円 50,083,000
14. 諸支出金	1. 地元公共基金	地元公共事業基金経費	11,073,000	—
合 計			10,320,611,000	7,946,270,000

令和6年度奈良市土地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	1. J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	円 254,700,000	円 234,232,000
合 計			254,700,000	234,232,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
				50,083,000
				—
110,993,000	1,672,290,000	5,422,000,000	31,827,000	709,160,000

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	① 18,079,000	166,700,000		49,453,000
	18,079,000	166,700,000		49,453,000

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和6年度奈良市水道事業会計
地方公営企業法施行令第18条

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	川上施設 送配水管 布設工事	円 178,200,000	円 79,981,000	円	円 79,981,000
		口径300耗 配水本管 布設工事	262,900,000	99,990,000		99,990,000
		口径150～ 75耗配水 支管改良工事	173,250,000	32,670,000		32,670,000
合 計			614,350,000	212,641,000		212,641,000

地方公営企業法第26条第1項

款	項	事業名	継続費額の総額	令和6年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	針ヶ別所中継 ポンプ所ポンプ 更新工事	円 75,900,000	円 53,130,000	円 22,770,000	円 75,900,000
合 計			75,900,000	53,130,000	22,770,000	75,900,000

継続費繰越計算書

の2第1項の規定による継続費の繰越額

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越繰越額	翌年度繰越繰越額 に係る財源内訳			翌年度繰越繰越額 に係る繰越を 要するたな卸資産 の購入限度額
			企業債	繰越工事資金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円
	79,981,000	79,981,000	47,900,000		32,081,000	
	99,990,000	99,990,000	59,900,000		40,090,000	
	32,670,000	32,670,000			32,670,000	
	212,641,000	212,641,000	107,800,000		104,841,000	

の規定による建設改良費の繰越額

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越繰越額	翌年度繰越繰越額 に係る財源内訳			翌年度繰越繰越額 に係る繰越を 要するたな卸資産 の購入限度額
			企業債	繰越工事資金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円
	75,900,000	66,030,000	43,200,000	22,700,000	130,000	
	75,900,000	66,030,000	43,200,000	22,700,000	130,000	

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和6年度奈良市水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本の支出	1. 建設改良費	配水施設整備事業	円 71,969,000	円	円 44,110,000
		配水施設事業	10,647,000	3,413,478	2,535,000
		施設事業	433,920,000	368,277,033	42,933,000
		配水施設改良事業	1,233,509,000	548,772,035	534,639,000
		東部地域建設改良事業	138,804,000	99,916,300	27,567,000
		都祁地域建設改良事業	306,147,000	176,496,400	98,077,000
		月ヶ瀬地域建設改良事業	72,429,000	43,485,000	28,914,000
合 計			2,267,425,000	1,240,360,246	778,775,000

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本の支出	1. 建設改良費	大渕配水池法面整備工事	円 97,752,000	円	円 97,752,000
合 計			97,752,000		97,752,000

予算繰越計算書
の規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 繰 越 を 要 する た な 卸 資 産 の 購 入 限 度 額	説 明
企 業 債	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円 22,000,000	円	円 22,110,000	円 27,859,000	円	地元調整に時間を要したため
	367,400	2,167,600	4,698,522		設計内容の検討に時間を要したため
		42,933,000	22,709,967		施設の設計に時間を要したため
		534,639,000	150,097,965		関係機関及び地元調整に時間を要したため
		27,567,000	11,320,700		年度内の工事材料納品が困難なため
90,200,000	1,347,500	6,529,500	31,573,600		年度内の工事材料納品が困難なため
22,300,000		6,614,000	30,000		年度内の工事材料納品が困難なため
134,500,000	1,714,900	642,560,100	248,289,754		

ただし書の規定による事故繰越額

左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 繰 越 を 要 する た な 卸 資 産 の 購 入 限 度 額	説 明
企 業 債	損益勘定 留保資金			
円	円 97,752,000	円	円	当初に想定していた土質条件が異なり施工に日数を要したため
	97,752,000			

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和6年度奈良市下水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	管渠建設事業	円 85,073,000	円 60,092,634	円 24,720,000	
		管渠改良事業	457,078,000	83,175,380	331,170,000	
		処理場建設改良事業	200,768,000	48,718,400	148,728,000	
合 計			742,919,000	191,986,414	504,618,000	

予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸資産 の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	工事負担金	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円	円 24,700,000	円	円	円 20,000	円 260,366	円	地元調整に 時間を要し たため
40,844,000	245,800,000		10,775,000	33,751,000	42,732,620		機器・材料 の供給遅延 によるもの
12,000,000	126,800,000		5,050,000	4,878,000	3,321,600		機器・材料 の供給遅延 によるもの
52,844,000	397,300,000		15,825,000	38,649,000	46,314,586		

令和 7 年 6 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を
次のとおり報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和 6 年度事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、ごみ・再生資源収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施した。

一方、受託外許認可業務等として、浄化槽の清掃の業務を積極的な企業運営により行った。

2. 事業内容

(1) 受託事業

○し尿収集運搬及び手数料徴収業務

○公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○家庭ごみ、再生資源の各収集運搬、焼却灰・非鉄の運搬に関する業務

○犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

○浄化槽の清掃に関する業務

3. 各事業の実施事項

※（ ）内は対前年度増減率

(1) 受託事業

① し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の 2 の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲取を実施した。

また、汲取手数料の徴収業務を社員で行い、効率的な徴収体制を確立するため、

口座振替制度への移行の促進に努めた。

○汲取件数	年 間	1 2, 1 5 6 件	(△6. 0%)
	月平均	1, 0 1 3 件	

○従事職員数	7 名
--------	-----

○従事車両	6 台
-------	-----

② 公園・広場（グリーンサポート等によるごみ収集運搬業務を含む）、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃（草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む）、広場等の清掃、グリーンサポート・アダプトプログラムによるごみの収集運搬を実施した。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施した。

○公園広場緑地（グリーンサポート等を含む）	8 6 1 箇所	(△0. 9%)
-----------------------	----------	----------

○公衆便所	1 箇所	(0%)
-------	------	------

○地下道等	1 箇所	(0%)
-------	------	------

○従事職員数	1 0 名
--------	-------

○従事車両	7 台
-------	-----

③ 家庭ごみ、再生資源の各収集運搬業務、焼却灰・非鉄運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施した。また、環境清美工場より排出されるばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務を実施した。

○ごみ、再生資源

東 部 地 域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山離宮・鉢伏の各地区）	2, 4 0 9 戸	(0%)
--	------------	------

中 高 層 住 宅（都市再生機構等）	4, 8 8 0 戸	(△38. 1%)
--------------------	------------	-----------

月ヶ瀬・都祁地域	2, 7 8 8 戸	(0%)
----------	------------	------

市街地家庭系ごみ	6 3, 0 0 0 戸	(0%)
----------	--------------	------

市街地再生資源	1 6 7, 0 0 0 戸	(0%)
---------	----------------	------

○従事職員数	65名
○従事車両	49台

(2) 受託外許認可業務等

① 浄化槽の清掃業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け実施した。

○浄化槽清掃	3,188件	(△1.3%)
○従事職員数	2名	
○従事車両	6台	

貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	518,083,697	468,782,377	49,301,320	
未収入金	6,679,922	7,730,075	△ 1,050,153	
受託事業未収金	73,285,829	73,725,462	△ 439,633	
手数料未収金	1,587,626	1,698,668	△ 111,042	
前払費用	416,562	484,440	△ 67,878	
貯蔵品	1,497,997	1,080,211	417,786	
未収還付法人税等	0	3,085,700	△ 3,085,700	
立替金	255,698	801,961	△ 546,263	
貸倒引当金	△ 485,789	△ 495,330	9,541	
流動資産合計	601,321,542	556,893,564	44,427,978	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	83,564,416	63,017,221	20,547,195	
建物附属設備	3,888,975	4,445,108	△ 556,133	
構築物	3,025,623	3,542,984	△ 517,361	
機械器具	2	5	△ 3	
車両運搬具	29,122,926	17,141,700	11,981,226	
什器備品	7,415,376	5,951,997	1,463,379	
電話設備	944,000	1,180,000	△ 236,000	
土地	41,962,800	41,962,800	0	
有形固定資産合計	169,924,118	137,241,815	32,682,303	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	6,000	309,500	△ 303,500	
地役権	300,000	300,000	0	
ソフトウェア	698,000	170,167	527,833	
無形固定資産合計	1,004,000	779,667	224,333	
(3) 投資その他の資産				
出資金	140,000	1,440,000	△ 1,300,000	
長期貸付金	3,499,128	3,599,476	△ 100,348	
保証金	10,000	10,000	0	
リサイクル預託金	675,900	599,610	76,290	
投資その他の資産合計	4,325,028	5,649,086	△ 1,324,058	
固定資産合計	175,253,146	143,670,568	31,582,578	
資産合計	776,574,688	700,564,132	76,010,556	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	0	3,000	△ 3,000	
未払金	60,261,662	43,185,787	17,075,875	
未払法人税等	21,564,500	70,500	21,494,000	
預り金	8,130,703	11,572,883	△ 3,442,180	
仮受金	164,240	321,680	△ 157,440	
手数料未払金	1,823,268	1,828,028	△ 4,760	
未払消費税	7,030,600	13,559,900	△ 6,529,300	
前払金	0	0	0	
修繕引当金	163,489,500	138,859,500	24,630,000	
流動負債合計	262,464,473	209,401,278	53,063,195	
2. 固定負債				
退職給与引当金	183,959,606	168,791,937	15,167,669	
固定負債合計	183,959,606	168,791,937	15,167,669	
負債合計	446,424,079	378,193,215	68,230,864	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000,000	10,000,000	0	
利益剰余金	320,150,609	312,370,917	7,779,692	
利益準備金	2,500,000	2,500,000	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	317,650,609	309,870,917	7,779,692	
純資産合計	330,150,609	322,370,917	7,779,692	
負債及び正味財産合計	776,574,688	700,564,132	76,010,556	

損 益 計 算 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	740,844,265	741,835,419	△ 991,154	
浄化槽収入	55,116,772	57,342,033	△ 2,225,261	
売上高合計	795,961,037	799,177,452	△ 3,216,415	
売上原価				
事業直接原価	639,867,581	682,171,290	△ 42,303,709	
売上原価合計	639,867,581	682,171,290	△ 42,303,709	
売上総利益	156,093,456	117,006,162	39,087,294	
販売費及び一般管理費	106,796,558	110,796,204	△ 3,999,646	
営業利益	49,296,898	6,209,958	43,086,940	
営業外収益				
受取利息	38,009	29,176	8,833	
受取配当金	5,200	5,200	0	
雑収入	170,111	182,733	△ 12,622	
営業外収益合計	213,320	217,109	△ 3,789	
営業外費用				
雑損失	0	0	0	
営業外費用合計	0	0	0	
経常利益	49,510,218	6,427,067	43,083,151	
特別利益				
固定資産売却益	6,218	0	6,218	
貸倒引当金戻入益	9,541	139,757	△ 130,216	
退職給与引当金戻入益	0	15,781,951	△ 15,781,951	
特別利益合計	15,759	15,921,708	△ 15,905,949	
特別損失				
資産廃棄損	1,017,510	137,455	880,055	
貸倒損失	20,500	39,148	△ 18,648	
貸倒引当金繰入損	0	0	0	
退職給与引当金繰入損	15,267,024	0	15,267,024	
固定資産評価損	303,500	0	303,500	
特別損失合計	16,608,534	176,603	16,431,931	
税引前当期純利益	32,917,443	22,172,172	10,745,271	
法人税、住民税及び事業税	25,137,751	7,111,593	18,026,158	
当期純利益	7,779,692	15,060,579	△ 7,280,887	

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

			前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高
株 主 資 本	資 本 金		10,000,000				10,000,000
	利 益 剰 余 金	利 益 準 備 金	2,500,000				2,500,000
		他利益剰余金	309,870,917		7,779,692	7,779,692	317,650,609
	株主資本合計		322,370,917		7,779,692	7,779,692	330,150,609
純 資 産 合 計			322,370,917		7,779,692	7,779,692	330,150,609
利 益 剰 余 金 の 内 訳	利 益 準 備 金		2,500,000				2,500,000
	繰越利益剰余金		309,870,917		7,779,692	7,779,692	317,650,609
	利益剰余金合計		312,370,917		7,779,692	7,779,692	320,150,609

財 産 目 録

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目		金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	518,083,697
	現金	50,000
	当座預金	0
	普通預金	468,033,697
	南都銀行	453,855,958
	奈良信用金庫	8,262,253
	りそな銀行	3,867,226
	ゆうちょ銀行	1,582,385
	奈良県農協	465,875
	定期預金	50,000,000
	奈良県農協	50,000,000
	未収金	81,553,377
	受託事業未収金	73,285,829
	手数料未収金	1,587,626
	その他未収金	6,679,922
	立替金	255,698
	前払費用	416,562
	貸倒引当金	△ 485,789
	貯蔵品	1,497,997
	未収還付法人税等	0
流動資産合計		601,321,542
2. 固定資産		
有形固定資産		
	土地	41,962,800
	建物	83,564,416
	建物附属設備	3,888,975
	構築物	3,025,623
	機械器具	2
	車両運搬具	29,122,926
	什器備品	7,415,376
	電話設備	944,000
無形固定資産		
	電話加入権	6,000
	地役権	300,000
	ソフトウェア	698,000

科 目		金 額
投資その他資産	出資金 長期貸付金 保証金 リサイクル預託金	140,000 3,499,128 10,000 675,900
固定資産合計		175,253,146
資産合計		776,574,688
Ⅱ 負債の部		
1. 流動負債	未払金 仮受金 預り金 前受金 修繕引当金	90,680,030 164,240 8,130,703 0 163,489,500
流動負債合計		262,464,473
2. 固定負債	退職給付引当金	183,959,606
固定負債合計		183,959,606
負債合計		446,424,079
正味財産		330,150,609

役 員

(令和7年3月31日現在)

代表取締役 中 久 保 晃 一

取 締 役 山 口 浩 史 (非常勤)

取 締 役 乾 一 太 郎

取 締 役 廣 岡 重 則

監 査 役 橋 本 光 弘 (非常勤)

監 査 役 今 中 正 徳 (非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の 経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和 6 年度 事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

奈良市市街地開発株式会社は、奈良市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するために設立され、市街地再開発事業による J R 奈良駅前再開発第 1 ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

令和 6 年度の業績については、物価の上昇等、常に変化する経済状況の中で、様々なリスクに対応し、売上高として 2 0 1, 0 7 5, 6 3 4 円、純利益は 8, 2 9 5, 9 3 3 円となった。

今後においても、社会情勢の変化等を適切に考慮し、安定的な業務運営を継続するため、管理品質やコスト対策の強化を図り、管理運営力の向上を目指す。また、健全経営の維持を効率的かつ効果的に推進し、事業収入の安定確保と商業エリアへの集客促進に注力していく。

2. 事業内容

○ J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床の管理運営

○ 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務

○ 奈良市営西部会館駐車場の管理運営

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで指定管理業務受託)

○ 前各号に関連又は付帯する事業

3. 各事業の実施事項

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営においては、総合的な保守管理事業を実施するとともに、商業施設や事務所等に適した環境を提供し、利用者に対して安心感と信頼維持確保に努めた。

○ J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床

○近鉄学園前駅南地区再開発ビル

(2) 駐車場管理運営業務

サービス向上と運営管理の質的改善を継続的に実施し、奈良市各施設と連携を図り、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行った。

※（ ）内は対前年度増減率

○奈良市営西部会館駐車場出庫台数 38,850台／年（△0.3%）

貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	231,108,656	225,195,393	5,913,263	
未収金	92,750	132,750	△ 40,000	
未収入金	5,807,001	5,984,895	△ 177,894	
前払費用	4,778,834	4,918,520	△ 139,686	
流動資産合計	241,787,241	236,231,558	5,555,683	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865,656	15,865,656	0	
建物附属設備	27,547,976	27,547,976	0	
車両運搬具	794,915	794,915	0	
什器備品	1,037,450	1,037,450	0	
減価償却累計額	△ 28,587,126	△ 26,738,483	△ 1,848,643	
有形固定資産合計	16,658,871	18,507,514	△ 1,848,643	
(2) 投資その他資産				
保証金	13,200	12,960	240	
投資その他の資産合計	13,200	12,960	240	
固定資産合計	16,672,071	18,520,474	△ 1,848,403	
資産合計	258,459,312	254,752,032	3,707,280	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	2,983,442	3,284,124	△ 300,682	
未払外注費	5,909,856	5,896,679	13,177	
未払費用	2,370,206	2,576,273	△ 206,067	
前受金	4,844,488	4,833,070	11,418	
仮受金	805,500	843,000	△ 37,500	
預り金	37,833	151,300	△ 113,467	
売上預り金	9,556,224	9,592,356	△ 36,132	
未払法人税等	460,600	4,380,000	△ 3,919,400	
流動負債合計	26,968,149	31,556,802	△ 4,588,653	
2. 固定負債				
預り保証金	33,786,660	33,786,660	0	
固定負債合計	33,786,660	33,786,660	0	
負債合計	60,754,809	65,343,462	△ 4,588,653	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000,000	100,000,000	0	
資本剰余金	18,656,040	18,656,040	0	
利益剰余金	79,048,463	70,752,530	8,295,933	
繰越利益剰余金	79,048,463	70,752,530	8,295,933	
(うち当期純利益)	(8,295,933)	(9,436,767)	(△1,140,834)	
純資産合計	197,704,503	189,408,570	8,295,933	
負債及び純資産の部合計	258,459,312	254,752,032	3,707,280	

損 益 計 算 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	128,315,028	126,690,149	1,624,879	
学園前再開発ビル受託収入	44,043,929	45,796,384	△ 1,752,455	
建物施設管理収入	28,716,677	29,028,380	△ 311,703	
売上高合計	201,075,634	201,514,913	△ 439,279	
売上原価				
当期売上原価	181,053,951	178,463,054	2,590,897	
売上原価合計	181,053,951	178,463,054	2,590,897	
販売費及び一般管理費	9,195,402	9,237,434	△ 42,032	
営業利益	10,826,281	13,814,425	△ 2,988,144	
営業外収益				
受取利息	119,820	2,274	117,546	
雑収入	132	68	64	
営業外収益合計	119,952	2,342	117,610	
経常利益	10,946,233	13,816,767	△ 2,870,534	
税引前当期純利益	10,946,233	13,816,767	△ 2,870,534	
法人税、住民税及び事業税	2,650,300	4,380,000	△ 1,729,700	
当期純利益	8,295,933	9,436,767	△ 1,140,834	

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高
株 主 資 本	資 本 金	100,000,000				100,000,000
	資本 剰余金	資本準備金				
		他資本剰余金	18,656,040			18,656,040
	利益 剰余金	利益準備金				
		他利益剰余金	70,752,530	8,295,933	8,295,933	79,048,463
	自 己 株 式					
	株主資本合計		189,408,570	8,295,933	8,295,933	197,704,503
	評価・換算差額等合計					
新 株 予 約 権						
純 資 産 合 計		189,408,570		8,295,933	8,295,933	197,704,503
資本 剰余金 の内訳	他 資 本 剰 余 金		18,656,040			18,656,040
	資本剰余金合計		18,656,040			18,656,040
利益 剰余金 の内訳	繰越利益剰余金		70,752,530	8,295,933	8,295,933	79,048,463
	利益剰余金合計		70,752,530	8,295,933	8,295,933	79,048,463

財 産 目 録

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目		金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	231,108,656
	現金	516,809
	普通預金	218,892,872
	南都銀行	218,892,872
	定期預金	11,698,975
	南都銀行	11,698,975
	未収金	92,750
	未収入金	5,807,001
	前払費用	4,778,834
流動資産合計		241,787,241
2. 固定資産		
有形固定資産		
	建物	15,865,656
	建物附属設備	27,547,976
	車両運搬具	794,915
	什器備品	1,037,450
	減価償却累計額	△ 28,587,126
投資その他資産		
	保証金	13,200
固定資産合計		16,672,071
資産合計		258,459,312
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	2,983,442
	未払外注費	5,909,856
	未払費用	2,370,206
	前受金	4,844,488
	仮受金	805,500
	預り金	37,833
	売上預り金	9,556,224
	未払法人税等	460,600
流動負債合計		26,968,149
2. 固定負債		
	預り保証金	33,786,660
固定負債合計		33,786,660
負債合計		60,754,809
正味財産		197,704,503

役 員

(令和7年3月31日現在)

取締役社長 西 谷 忠 雄 (非常勤)

取 締 役 栗 山 稔 (非常勤)

取 締 役 上 南 善 嗣 (非常勤)

取 締 役 橋 本 光 弘 (非常勤)

監 査 役 今 中 正 徳 (非常勤)

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和 6 年度 事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上、健康の増進、情操を豊かにすること、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業及び児童に健全な遊びを与える事業を行うとともに、市民目線での施設の運営を行い、生涯学習を推進する上での環境整備、及び子どもにやさしい環境づくりを促進した。

公民館では、自由で主体的な学びを通して、市民の人生をより豊かにするとともに、社会や地域の課題を解決する力を向上させることを目指した。また、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代、多様な人々にとって、公民館がいつでも気軽に利用でき、人々の交流と相互理解につながる地域の拠点となるための取組を進めた。さらに、地域の学校園や各種団体と連携し、様々な目的を持つ市民活動と協力して、より良い地域社会づくりを目指す事業を行った。

男女共同参画センターでは、市民の男女共同参画社会への意識向上を図り、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある社会の形成を図り、その推進に向けた活動拠点として、団体の自主的な活動の場、情報収集の場、交流の場となるよう努めた。

西部会館市民ホールでは、文化活動の主役である市民の立場にたち、気軽に文化芸術に触れることができる施設として、利用の促進に努めるとともに、人生が豊かになるよう市民の文化活動の支援を行った。また、文化に対する興味と関心を高められるよう、情報発信にも積極的に取り組んだ。

児童館では、児童の心身の健やかな成長・発達及び自立を促すことを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行った。運営に当たっては、運営管理規定を整備し、保護者をはじめとする地域の人々とともに、子どもの年齢や発達の程度に応じた子どもの意見を尊重し、最善の利益を優先して、保護者や地域の人々とともに子どもの育成に努めた。

2. 事業内容

※（ ）内は対前年度増減率

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。

① 公民館事業（生涯学習事業）

35,349件（△2.1%） 479,390人（5.2%）

●主催事業 546件（6.4%） 60,947人（17.7%）

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行い、「誰一人取り残さない」共生社会を実現していくために、誰もが様々な機会に、様々な場所において学ぶことができるよう学習機会を提供した。

また、その成果を個人の生活だけでなく、地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指した。特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で、子育て世代には、安心して子育てができる家庭教育支援を行い、地域の支援者同士や保護者とのつながりが創出されるように努めるとともに、高齢者には、学習促進や集いの場づくりとなるように申込不要や自由参加の講座を積極的に実施し、社会参画や仲間づくりへとつなげた。

公民館が市民の社会教育・生涯学習の拠点となり、障害や差別などの様々な社会的ハードルを下げて、全ての市民が自由に学ぶことができる場を提供し、誰もが地域社会の一員としてつながり続けることができるよう機会の充実を図った。

なお、各施設が5年毎に策定している事業計画の2年目であり、これまでの1年間の成果・課題を踏まえた目標を策定し、その目標達成のために着実に事業を進めた。

いつでも気軽に利用できる生涯学習活動の拠点として、市民の意見を取り入れつつ、公民館の効率的な管理運営を進め、適正な施設提供を行った。奈良市生涯学習センターでは、令和6年5月より、コワーキングスペースを開設し、個人でも利用しやすい環境整備をした。

加えて、地域団体との共催・連携事業を行い、公民館とのつながりを強化し、公民館分館や地域ふれあい会館等への出張講座を実施して、公民館活動を広め、その魅力を周知するよう努めた。

「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、その準備や当日の

活動等を通じて、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援した。

このように、公民館事業においては計画どおりに事業を展開することができ、公民館事業・施設提供ともに活気を取り戻し、前年度より利用者数が増加した。

○教養・文化・国際交流に関する事業

88件 (20.5%) 10,592人 (36.4%)

「はじめての『お金の育て方』」「田原歴史文化講座～田原の絵馬～」

「多聞城に関する謎と諸説」「はじめての中国語」

「絵で楽しむ古典文学」「光雲寺に聞く、仏教まめちしき」他

○教育・福祉・人権に関する事業

72件 (10.8%) 8,482人 (△19.1%)

「多様性尊重のための『無意識のバイアス』」「介護について学ぼう！」

「アーティスト・イン・レジデンスを訪ねよう」「茶芽っ子クラブ」他

○芸術・芸能に関する事業

100件 (7.5%) 10,495人 (59.7%)

「せいぶこども映画会」「サクサク描けるカラフル色鉛筆画」

「はじめてのウクレレ」「たのしく書道であそぼう♪」

「男性限定！茶の湯を楽しむ」他

○科学・情報・産業技術に関する事業

36件 (20.0%) 1,059人 (24.2%)

「エクセル2021入門講座」「探してみつけろ！葉っぱ探偵団」

「スマホデビューからもう一歩！LINE・スマホ決済に挑戦」

「花バチふやそう！ハチ宿つくろう！！」他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

153件 (△7.3%) 15,100人 (0%)

「粋でさりげなくステキな立ち振る舞いを」「スイーツで学ぶ科学の世界」

「本格フレンチに挑戦！～入門編～」「作っておしゃべり（朴葉弁当）」

「プチ田舎暮らし・月ヶ瀬・梅の木剪定・」他

○健康・衛生・環境に関する事業

50件 (6.4%) 2,792人 (△5.2%)

「災害に備える！防災脳の活性化」「DVD体操でフレイル予防」

「奈良の道くさ歩き」「Y o g a・瞑想～芳徳寺～」

「水生生物を見よう」他

○体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業

47件（17.5%） 12,427人（53.8%）

「フラダンスに挑戦」「60代からのイキイキ介護予防フィットネス」

「出張！高齢者ふれあいサロン（中部）」「夏バテ解消！ゆる体操」

「多世代交流ひろば」他

●施設提供 34,803件（△2.3%） 418,443人（3.6%）

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

② 男女共同参画センター（生涯学習事業）

施設提供53件（△7.0%） 676人（△0.6%）

男女共同参画社会を推進するための活動拠点として、施設提供と情報提供を中心に効率的な運営に努めた。運営にあたっては、男女共同参画に関する広報や啓発を重視し、令和6年度は関連書籍を独立行政法人国立女性教育会館から借用するなどして図書コーナー・情報提供スペースの充実に努めた。利用者にとって新しく必要な書籍や情報に目がとまり、手に取ってもらえるよう、配架や掲示方法にも工夫を重ねた。

また、活動団体がより積極的に活動できるよう、会議室の備品整備をするなど、環境を整えた。

[指定管理施設]

奈良市男女共同参画センター

計 1 施設

③ 西部会館市民ホール（生涯学習事業）

入館者数 31,604人（△7.4%）

企画事業 7件（△22.2%） 2,107人（△16.8%）

貸館事業を中心に、様々な団体が市民ホールを活動成果の発表の場として活用した。このことを通して、発表する市民と来場者である市民がともに主役（主体）となって、文化・芸術に親しんだ。

企画事業として帝塚山大学等の共催事業では講演会を行い、日本の文化や今の日本を知る学習機会とするなど、市民の文化に対する意識の高揚を図った。

また、文化施設として市民ホールを周知するための広報にも力を入れ、市民にとって身近な施設になるよう努めた。

さらに、市民がより利用しやすい文化施設となるよう、市民の立場にたち、適正かつ効率的な施設運営を行った。

[指定管理施設]

奈良市西部会館市民ホール

計 1 施設

④ 児童館事業（児童福祉事業）

利用者数合計 25,099人（△4.1%）

児童の健全育成とともに、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域のネットワーク構築を行い、地域での子育て環境づくりを推進することで、子どもにやさしいまちづくりに寄与することを目指した。

子どもの心身の健やかな成長・発達及びその自立を促すことを地域社会の中で具現化することができるよう、地域の学校園や各種団体と連携し、市民団体と協力しながら児童館の運営を行った。子どもの年齢や発達の程度に応じた意見を尊重し、その最善の利益が優先されるよう、子どもの育成に努めた。

0歳から18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助を行い、自

尊感情や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、情操を豊かにするなど子ども
の心身の育成に努めた。小学生は下校後、学習支援を受けた後に、友達との遊びに興
じるという流れをつくることで自然と学習習慣を身につけ、中学生は「わくわく子ど
もフェスタ」等でボランティアとして一緒に準備をすることを通して考える力の醸成
を図った。

また、日常的に子育て相談などの子育て支援を行い、課題の早期発見や問題発生の
予防的な福祉機能を果たすよう努めた。

「児童館ガイドライン」等を参考に、座談会や親子事業等を展開し、児童館が青少
年にとって学校でも家庭でもない第三の居場所となるよう運営するとともに、民間事
業者から小学校高学年から中学生向けの児童書の寄贈を受けるなど、図書コーナーの
充実に努めた。

さらに、思春期の発達特性を意識して、自主性を尊重し、社会性を育めるよう援助
をした。来館する児童が抱える葛藤、喜怒哀楽に向き合い、信頼関係を構築しながら
寄り添うことで、やる気を引き出し、個々の成長を促すように取り組んだ。

これらについて事業アンケートを実施し、児童や保護者のニーズの把握をするとな
どもに、事業の質の向上にむけて適宜、職員研修を行った。

○各種活動 18,220人 (△6.1%)

「いこいのひろば」「のびのび活動」他

○特別行事 380人 (32.4%)

「わくわく子どもフェスタ」

○クラブ活動 162人 (△6.4%)

「一輪車クラブ」

○各種教室 1,159人 (△19.8%)

「習字教室」「子ども和太鼓（親子で和太鼓）」他

○自主参加活動（自由来館） 3,283人 (△5.6%)

○会議・その他（奨励会議・貸館など） 1,895人 (37.0%)

〔指定管理施設〕

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館

計4施設

(2) 自主事業 19件 (△48.6%) 3,305人 (△22.1%)

奈良市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、以下の3分類にわたって事業を開催し、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会を提供した。

また、当財団の取組をより多くの人々にPRするため、職員の特技や社会教育の専門性を生かし、大学や他自治体等への6件の講師派遣等の事業展開を行った。

○教養・文化・国際交流に関する事業

1件 (0%) 411人 (△25.9%)

奈良ひとまち大学

○教育・福祉・人権に関する事業

12件 (△45.5%) 1,247人 (12.7%)

家庭教育サポートネットワーク支援事業

「子どもの邪魔をしない教育と次の社会のためのヒント集」

「絵本ひろばIN南部」「田原こどもねはんこ」

「不登校のあれこれ～理解と対応～」 「子ども食堂や地域サロンを考える」

「おやこ野鳥探検隊！」 「親子で餅つきと昔の遊び」

「和菓子に挑戦！～いちご大福～」 他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

6件 (0%) 1,647人 (△31.3%)

奈良市子育てスポット事業

「おやこひろば」「子育てママのひととき」「なかよしクラブ」

「子育てのんびり空間」「二名にここ広場」「ぷよ☆ぷよの会」

貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	122,815,766	137,914,301	△ 15,098,535	
未収金	214,567	311,235	△ 96,668	
貯蔵品	175,553	271,704	△ 96,151	
立替金	1,329,801	1,302,456	27,345	
流動資産合計	124,535,687	139,799,696	△ 15,264,009	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	0	0	0	
退職給付引当資産	5,376,000	3,840,000	1,536,000	
特定資産合計	5,376,000	3,840,000	1,536,000	
(3) その他固定資産				
リース資産	32,253,221	42,343,169	△ 10,089,948	
その他固定資産合計	32,253,221	42,343,169	△ 10,089,948	
固定資産合計	87,629,221	96,183,169	△ 8,553,948	
資産合計	212,164,908	235,982,865	△ 23,817,957	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	33,687,498	44,088,816	△ 10,401,318	
預り金	4,689,805	4,716,067	△ 26,262	
賞与引当金	31,015,000	30,592,000	423,000	
リース債務	21,100,068	16,520,988	4,579,080	
未払消費税等	10,965,800	11,680,900	△ 715,100	
流動負債合計	101,458,171	107,598,771	△ 6,140,600	
2. 固定負債				
リース債務	11,153,153	25,822,181	△ 14,669,028	
退職給付引当金	32,880,000	32,880,000	0	
固定負債合計	44,033,153	58,702,181	△ 14,669,028	
負債合計	145,491,324	166,300,952	△ 20,809,628	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
2. 一般正味財産	16,673,584	19,681,913	△ 3,008,329	
正味財産合計	66,673,584	69,681,913	△ 3,008,329	
負債及び正味財産合計	212,164,908	235,982,865	△ 23,817,957	

収 支 計 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	5,583	5,583	0	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	764,188,000	764,188,000	0	
講座受講料収入	958,500	958,500	0	
③ 補助金等収入				
補助金収入	0	0	0	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	100,000	280,788	△ 180,788	
事業収入	4,910,000	4,843,281	66,719	
助成金収入	100,000	0	100,000	
⑤ 雑収入				
受取利息	106,246	106,246	0	
雑収入	555,967	555,967	0	
経常収益計	770,924,296	770,938,365	△ 14,069	
(2) 経常費用				
① 事業費				
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0	
給料	158,169,000	157,359,794	809,206	
賃金	158,262,000	155,679,415	2,582,585	
職員手当	73,256,000	73,076,353	179,647	
福利厚生	70,128,000	69,359,462	768,538	
賞与引当金繰入	29,715,000	29,715,000	0	
諸謝金	9,381,100	9,219,980	161,120	
旅費交通費	300,000	225,570	74,430	
消耗品費	11,279,799	10,860,070	419,729	
燃料費	1,258,000	1,231,169	26,831	
賄材料費	25,000	24,807	193	
会議費	363,758	336,308	27,450	
光熱水料費	62,703,000	62,023,006	679,994	
印刷製本費	1,081,420	1,029,330	52,090	
修繕費	11,262,829	11,123,073	139,756	
医薬材料費	44,000	41,196	2,804	
通信運搬費	4,635,000	4,229,847	405,153	
減価償却費	21,188,000	21,114,588	73,412	
手数料	3,219,290	3,140,994	78,296	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
保険料	2,004,100	1,993,483	10,617	
委託費	79,888,000	79,189,808	698,192	
賃借料	4,759,000	4,532,589	226,411	
負担金	121,000	120,600	400	
広告料	10,000	0	10,000	
租税公課	42,645,000	42,636,500	8,500	
② 管理費				
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0	
給料	7,400,000	7,383,232	16,768	
賃金	5,849,500	5,688,000	161,500	
職員手当	3,416,500	3,414,708	1,792	
福利厚生	3,202,000	2,973,120	228,880	
賞与引当金繰入	1,300,000	1,300,000	0	
諸謝金	170,500	167,500	3,000	
旅費交通費	162,000	147,250	14,750	
消耗品費	67,000	56,595	10,405	
燃料費	57,000	54,896	2,104	
会議費	1,000	910	90	
光熱水料費	2,885,000	2,829,351	55,649	
通信運搬費	184,000	166,564	17,436	
手数料	540,000	513,133	26,867	
委託費	594,000	589,666	4,334	
賃借料	740,000	737,536	2,464	
負担金	7,200,000	7,187,571	12,429	
租税公課	84,000	73,720	10,280	
経常費用計	781,950,796	773,946,694	8,004,102	
当期経常増減額	△ 11,026,500	△ 3,008,329	△ 8,018,171	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 11,026,500	△ 3,008,329	△ 8,018,171	
一般正味財産期首残高	19,681,913	19,681,913	0	
一般正味財産期末残高	8,655,413	16,673,584	△ 8,018,171	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	58,655,413	66,673,584	△ 8,018,171	

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	5,583	3,289	2,294	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	764,188,000	758,527,000	5,661,000	
講座受講料収入	958,500	806,600	151,900	
③ 補助金等収入				
補助金収入	0	5,378,378	△ 5,378,378	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	280,788	158,450	122,338	
事業収入	4,843,281	5,773,500	△ 930,219	
助成金収入	0	541,945	△ 541,945	
⑤ 雑収入				
受取利息	106,246	2,102	104,144	
雑収入	555,967	564,245	△ 8,278	
経常収益計	770,938,365	771,755,509	△ 817,144	
(2) 経常費用				
① 事業費				
役員報酬	1,200,000	0	1,200,000	
給料	157,359,794	155,376,549	1,983,245	
賃金	155,679,415	158,889,009	△ 3,209,594	
職員手当	73,076,353	71,737,758	1,338,595	
福利厚生	69,359,462	71,033,892	△ 1,674,430	
賞与引当金繰入	29,715,000	29,305,000	410,000	
諸謝金	9,219,980	9,173,260	46,720	
旅費交通費	225,570	293,856	△ 68,286	
消耗品費	10,860,070	14,027,882	△ 3,167,812	
燃料費	1,231,169	1,200,488	30,681	
賄材料費	24,807	24,711	96	
会議費	336,308	346,270	△ 9,962	
光熱水料費	62,023,006	56,281,197	5,741,809	
印刷製本費	1,029,330	1,219,343	△ 190,013	
修繕費	11,123,073	19,188,186	△ 8,065,113	
医薬材料費	41,196	52,403	△ 11,207	
通信運搬費	4,229,847	4,021,369	208,478	
減価償却費	21,114,588	20,639,047	475,541	
手数料	3,140,994	4,930,858	△ 1,789,864	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
保険料	1,993,483	1,972,227	21,256	
委託費	79,189,808	79,572,591	△ 382,783	
賃借料	4,532,589	4,840,830	△ 308,241	
負担金	120,600	120,600	0	
広告料	0	0	0	
租税公課	42,636,500	42,228,100	408,400	
② 管理費				
役員報酬	1,200,000	0	1,200,000	
給料	7,383,232	7,287,341	95,891	
賃金	5,688,000	5,890,460	△ 202,460	
職員手当	3,414,708	3,354,141	60,567	
福利厚生	2,973,120	3,138,200	△ 165,080	
賞与引当金繰入	1,300,000	1,287,000	13,000	
諸謝金	167,500	51,000	116,500	
旅費交通費	147,250	197,550	△ 50,300	
消耗品費	56,595	95,817	△ 39,222	
燃料費	54,896	54,591	305	
会議費	910	0	910	
光熱水料費	2,829,351	2,542,737	286,614	
通信運搬費	166,564	155,705	10,859	
手数料	513,133	498,740	14,393	
委託費	589,666	634,368	△ 44,702	
賃借料	737,536	707,611	29,925	
負担金	7,187,571	6,994,709	192,862	
租税公課	73,720	118,700	△ 44,980	
経常費用計	773,946,694	779,484,096	△ 5,537,402	
当期経常増減額	△ 3,008,329	△ 7,728,587	4,720,258	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 3,008,329	△ 7,728,587	4,720,258	
一般正味財産期首残高	19,681,913	27,410,500	△ 7,728,587	
一般正味財産期末残高	16,673,584	19,681,913	△ 3,008,329	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	66,673,584	69,681,913	△ 3,008,329	

財 産 目 録

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	122,815,766
	現金手許有高	360,000
	普通預金一般会計	122,455,766
	未収金	214,567
	貯蔵品	175,553
	立替金	1,329,801
流動資産合計		124,535,687
2. 固定資産		
基本財産		
	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	りそな銀行	10,000,000
	三井住友信託銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農協	10,000,000
特定資産		
	施設修繕等積立資産	0
	退職給付引当資産	5,376,000
その他固定資産		
	リース資産	32,253,221
固定資産合計		87,629,221
資産合計		212,164,908
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	33,687,498
	預り金	4,689,805
	賞与引当金	31,015,000
	リース債務	21,100,068
	未払消費税等	10,965,800
流動負債合計		101,458,171
2. 固定負債		
	リース債務	11,153,153
	退職給付引当金	32,880,000
固定負債合計		44,033,153
負債合計		145,491,324
正味財産		66,673,584

役 員

(令和7年3月31日現在)

理 事 長	西 谷 忠 雄	(常 勤)
副 理 事 長	若 林 宏 樹	(非常勤)
理 事	粕 井 み づ ほ	(非常勤)
理 事	植 畑 セ ヅ 子	(非常勤)
理 事	津 越 健 次 郎	(非常勤)
理 事	森 村 和 枝	(非常勤)
理 事	松 山 鮎 子	(非常勤)
理 事	橋 本 あ か ね	(非常勤)
理 事	中 井 弘 司	(非常勤)
監 事	西 本 英 明	(非常勤)
監 事	武 野 勝 文	(非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和 6 年度事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する公共施設の指定管理者として、利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化するニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすい施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」・「都祁地域」の歴史文化資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福利厚生事業を実施し、文化の創造及び市民福祉の増進に努めた。

当財団の運営については、指定管理施設の減少等に加えて、近年の物価上昇等による各費用の増加により、経営基盤は大変厳しい状況となっており、毎年度の収支不足の改善に向けた取組が急務として、更なる財源確保を図るべく令和 6 年度において経営計画の策定をもって収支不足対策を具体化し、新しい事業の創出及び既定事業の見直しを実施して、収益性の確保や経費節減と事業の質的向上に取り組み、経営改革を積極的に進めた。

今後当財団の運営にあたっては、内部統制の整備や職員の育成を積極的に進めて、市民の要請にきめ細かく応えるための努力を重ねて、地域社会の発展に寄与するべく財団運営を図っていく。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道普及振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進した。

(1) 文化振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※ () 内は対前年度増減率

なら 100 年會館	入館者数	210,609 人	(△6.4%)
------------	------	-----------	---------

奈良市美術館	入館者数	41,156 人	(△27.1%)
--------	------	----------	----------

奈良市杉岡華邨書道美術館 入館者数 8, 056人 (48.5%)

令和6年度における入館者数の減少の要因として、なら100年会館では催事等の開催回数が前年度より20回減少したことにより、約14,000人の減少がみられた。

奈良市美術館においては、催事等の回数は前年と同様であったものの、催事や貸館の利用内容の影響により約15,000人の減少となった。一方、奈良市杉岡華邨書道美術館では、催事等の開催回数が21回増加し、それに伴い約2,600人の入館者数の増加がみられた。

(事業内容)

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

○なら100年会館

奈良にゆかりのある次世代を担う若手演奏家に対し、活動の機会を提供することを目的に「なら100クラシックコンサート」を実施したほか、子どもやファミリー層を対象とした事業として、「0歳から楽しめるオーケストラコンサートwith大阪交響楽団」や「なら100ふれあいコンサート あっばれ！忍者道場」等を実施した。

また、アウトリーチ活動の一環として、帝塚山小学校に大阪交響楽団を派遣し、校内コンサートを実施したほか、ピアノ愛好者を対象に、3機種のグランドピアノを活用した「ピアノ試弾会」を開催した。

協働・共催事業としては、大宮地区自治協議会との「大宮まつり」、市民フェスティバル実行委員会との「なら市民フェスティバル」を実施した。

さらに、音楽に親しむ機会の提供として、18歳以上を対象とした「ゆうゆうコーラス」、未就学児とその保護者を対象とした「たのしいリトミック教室」を開講した。加えて、市民の健康づくりを支援するため、「健康いきいき講座（ヨガ教室、ソフトストレッチング、ピラティス）」を実施したほか、中高年層や若年層を対象に、昭和歌謡・ポップスのコンサートや若手アーティストによる全国ツアー系コンサートを開催し、幅広い世代に対して文化活動への参加を促進した。

催事等の開催回数 369回 参加人数 57,749人

○奈良市美術館

主催・共催による展覧会として、奈良市美術家協会と連携して会員による優れた作品を展示する「第43回奈良市美術家展」、美術作品の創作意欲を高めるための公募

展「第４３回市展なら」、近代奈良の芸術、歴史、生活文化を掘り下げて紹介するシリーズの企画展「奈良を観る」、児童生徒の図工美術の成果を紹介する「第２１回奈良市児童生徒作品展」、市内中学校の美術作品を紹介する「第５回奈良市中学校美術部合同展 若鹿たちの美術」、奈良市美術館活性化事業として子どもから大人まで楽しめる「永井秀幸 とびでる！錯覚３Ｄアート展」を開催し市民文化の創造と振興の促進を図った。

その他、講座関連事業として、奈良市美術家協会や奈良女子大学との連携協力による「２０２４年度市民実技講座・子どものやさしいアート体験」、「第４２回市民実技講座作品展」、「仏教美術講座」を開催し芸術文化の発信に寄与した。

催事等の開催回数 ２１回 参加人数 １６，３３４人

○奈良市杉岡華邨書道美術館

展覧会として、令和６年度はＮＨＫ大河ドラマの影響により、源氏物語やかな書への関心が高まることが予想されたため、源氏物語に登場する和歌をテーマにした「源氏礼讃・高木厚人展」や大河ドラマにて書道指導・監修をされた根本知氏の作品を紹介する「根本知の仕事」を開催した。また、杉岡華邨の兄弟弟子で奈良にゆかりの平田華邑氏の寄贈作品を紹介する「生誕１１０年 平田華邑の世界」、奈良教育大学との連携事業「書で巡るまほろば展」、成田山書道美術館収蔵作品を中心とした「江戸の書画－うつすしごと①市河米庵を中心に」等の企画展や館蔵作品による「高木厚人が影響を受けた－華邨の書」を開催した。

また、企画展にあわせ書道文化講演会やギャラリートーク、ミニコンサートと解説会、奈良教育大学との連携事業の講座やワークショップを開催、書道実技講座として初歩からかな書を学ぶ隔月開催の講座や集中講座、初心者でも参加できるうちわ・カレンダーを書くワークショップ、高木厚人館長が課題作品を講評・指導する講座「かなの散らしを楽しむ」、水書きで気軽に書道を体験できる「筆書き体験コーナー」や学芸員による「作品解説会」を行った。

その他にも奈良教育大学仮名書道研究室の協力により子ども向けの夏休みクイズやわらべうたフェスタでのかな書き体験のワークショップ、さらには未就学児童を対象にした「はじめての子ども筆書き体験講座」等の連携事業を行った。

また、奈良市ならまちセンターとの共催により「ならまち年賀状コンクール」や名勝大乘院庭園文化館や奈良市役所玄関ホールでの出張パネル展や道ばた美術館の開催、

動画配信により奈良市杉岡華邨書道美術館の広報普及を行った。

催事等の開催回数 77回 参加人数 12,038人

(2) スポーツ・武道振興事業

[指定管理施設]

管理施設の利用者数は以下のとおりであった。

※（ ）内は対前年度増減率

奈良市鴻ノ池陸上競技場等13体育施設

利用者数 809,677人 (△7.1%)

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市鴻ノ池球場

奈良市鴻ノ池コート

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市柏木コート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市柏木球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市鴻ノ池スケートボードパーク

奈良市鴻ノ池ランニングステーション 以上13施設

奈良市中央武道場等4体育施設

利用者数 109,777人 (△5.2%)

奈良市中央武道場

奈良市中央第二武道場

奈良市弓道場

奈良市鴻ノ池相撲場 以上4施設

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

利用者数 268,324人 (△2.0%)

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市黒谷球技場

奈良市平城第一球技場

奈良市平城第二球技場

奈良市奈良阪球技場

奈良市登美ヶ丘球技場

奈良市西部生涯スポーツセンター球技場

奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場

奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス 以上 18 施設

奈良市鴻ノ池陸上競技場等 13 体育施設を指定管理者の奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ代表ミズノスポーツサービスと協働で管理運営を行い、各施設で記録会や大会を開催した。「T o p S p o r t s C i t y 奈良」のパートナーチームであるプロサッカーチーム「奈良クラブ」が J3 リーグをロートフィールド奈良で開催し、プロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」及びプロバレーボールチーム「奈良ドリーマーズ」がロートアリーナ奈良、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館で試合を開催した。ロートフィールド奈良補助競技場は第 3 種公認としてフィールドが芝生化された。ロートアリーナ奈良は館内の大規模な改修工事が行われ、奈良市柏木コートはフェンス改修工事、ロート奈良鴻ノ池パークの中央駐車場とロートスタジアム奈良に設置されていた歩道橋は老朽化のため、撤去された。

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等 18 体育施設では、温水プールのトップライト張替、更衣室改修、空調工事のため 6 ヶ月間臨時休館し、体育館棟の会議室は、空調故障のため 5 ヶ月間使用中止にした。

(事業内容)

体育、スポーツ及び武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持及び発達並びに明るく豊かな生活の形成に寄与するための事業を実施した。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等 13 体育施設

奈良市スポーツ協会に加盟している各種団体と連携して競技スポーツの教室や健康増進につながる事業を実施した。また、バンビシャス奈良と提携してバスケットボールスクールを開催した。また、民間企業とタイアップし「モルック大会」、「親子サッカー教室」を開催した。

催事等の開催回数 683 回 参加人数 13,341 人

○奈良市中央武道場等 4 体育施設

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと武道教室を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努めた。また、日本を訪れる外国人観光客向け事業の弓道体験教室はより多くの体験機会を提供できるよう日程を増やして開催した。

催事等の開催回数 1,328 回 参加人数 23,888 人

○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等 18 体育施設

体育館を活用した「ダンベル教室」や「ストレッチ教室」等を実施した。新規事業としてバンビシャス奈良と提携して幼児から小学6年生までのバスケットボールスクールを開催した。

屋内温水プールの臨時休館で「水泳教室」、「水中健康運動教室」が開催できなかったことから前年度より事業の開催回数、参加人数はともに減少した。

催事等の開催回数 537 回 参加人数 12,194 人

(3) まちづくり振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。

※ () 内は対前年度増減率

奈良市ならまちセンター	入館者数	112,480 人	(1.3%)
奈良市音声館	入館者数	29,097 人	(△33.1%)
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入館者数	27,912 人	(△2.0%)

入江泰吉旧居 入館者数 6, 876人 (19.7%)

奈良市ならまちセンターでは、1階エントランスホール改修工事により貸館再開や事業開催が7月からとなったが、市民団体と地域コミュニティ活性化を目的とした芸術アート事業を実施し、約1,400人の増加となった。

奈良市音声館は、空調機の故障及び改修工事に伴う貸館休止の影響もあり、約14,400人の入館者数減少となった。

入江泰吉記念奈良市写真美術館における入館者数は、前年を下回り2%の減少となった。韓国の写真家アン・ジュン氏や木村伊兵衛写真賞最終候補の中西敏貴氏等、話題性のある写真家による展覧会を開催したほか、昨年度に引き続き奈良女子大学との連携協力によって若年層への写真芸術の普及にも努めたが、入館者数の大幅な増加にはつながらなかった。

一方、入江泰吉旧居においては、東大寺旧境内という立地条件の良さに加え、奈良を訪れる観光客の増加もあって前年より約1,100人増加した。

(事業内容)

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び広報啓発事業を実施した。

○奈良市ならまちセンター

新しくリニューアルオープンしたエントランスホールを拠点に、地域住民が自然に集い、つながりを深め、地域の活性化を促す事業を開催した。

地元の演奏家を起用した「ならまちコンサート」等の若手アーティスト支援事業や地域文化団体の活動を支援する「子どもおん祭り」等の地域連携型事業、民間事業者と協働開催する「ならまちDeシネマ」等の共催事業、芝生広場では奈良市総合財団各施設のPRを目的とした「ゆかいな仲間達マルシェ」等の芝生活用事業を実施した。また、奈良市ふるさと納税を活用した「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」と題したアウトリーチ事業のほか、前年度まで奈良市音声館で実施していた伝統文化普及事業を引き継いだ地域コミュニティ活性化事業計20事業を実施した。

定期的なイベントやワークショップを通じて、住民のつながりを強化するだけでなく、地域ビジネスや非営利団体を支援した。

催事等の開催回数 161回 参加人数 67,895人

○奈良市音声館

市民が気軽に音楽に触れ文化活動に参加する機会を提供するとともに、施設へ足を運ぶ機会を拡充するための「気軽に音声館へ～スタインウェイピアノを弾いてみよう～」を開催した。

催事等の開催回数 10回 参加人数 641人

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

展示事業では、当館初となる海外作家韓国の写真家アン・ジュン氏を紹介した。また、写真界の芥川賞とも称される木村伊兵衛写真賞の最終候補者である中西敏貴氏を取り上げる等、話題性のある写真家の作品を展示した。

さらに、「写真の町」宣言を行っている北海道・東川町と連携し、「写真の町東川賞 海外作家賞受賞作品展」を開催した。歴代の東川賞海外作家賞受賞者の作品を通じて、写真芸術の多様性を紹介した。

昨年度に引き続き、奈良女子大学と連携協力し、文化庁「大学における文化芸術推進事業」の一環として、大学と当館の強みを生かした展示事業を展開した。テーマを「複製される感性」とし、世界的に活躍するジョアンナ・ピオトロフスカ氏に加え、若手作家の桑迫伽奈氏、斉藤思帆氏の作品を取り上げた。

また、当館所蔵の工藤利三郎と入江泰吉、帝塚山大学所蔵の永野太造による仏像写真を紹介し、それぞれの視点による表現や文化財へのまなざしを比較した。さらに、入江泰吉の代表作を「塔のある風景」や「大和し美し」と題して取り上げ、1960年代・1970年代といった撮影年代ごとの作品から、作風や撮影姿勢の変化を読み取る内容とした。

館外事業としては、帝塚山大学客員教授・関根俊一の監修による巡回展「奈良大和路のみほとけ—古寺巡礼」に作品を出品し、山口県立美術館、MIHO MUSEUM、山梨県立博物館において奈良の魅力を紹介する事業に寄与した。加えて、新潟市會津八一記念館で開催された「會津八一と大和路—入江泰吉と杉本健吉とともに—」にも作品を出品した。

昨年度より取り組んでいるメタバース実証事業では、奈良市立月ヶ瀬小学校、都祁小学校、当館講座「高畑デジタル写真倶楽部」、奈良女子大学との連携による「あ³—複製される感性」の4企画を展開し、それぞれに協力し、仮想空間内での展覧会として構築した。また、奈良女子大学との連携による「出張美術館—マインクラフトで

遊んで写真を学ぶ」事業を、吉野郡川上村、月ヶ瀬、都祁の３ヶ所にて実施し、子どもを対象とした当館活動の普及にも取り組んだ。

催事等の開催回数 ７７回 参加人数 ２８，０７２人

○入江泰吉旧居

観光客の増加に伴い、旧居を訪れる観覧者も増加した。加えて人気講座の回数を増やしたこともあり、参加人数は前年を上回った。一方で、実施した講座においては、設定していた参加人数に達しないケースも見受けられた。今後は、講座内容の充実と広報戦略の見直しを含めた事業展開を行っていく予定である。

催事等の開催回数 ４０回 参加人数 ３１４人

(4) 勤労者福祉サービス事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

奈良市勤労者総合福祉センター 入館者数 ５７，６７９人 （８．３％）

施設の利用者数、主催事業回数、参加数は昨年度を上回り入館者数は増加した。

(事業内容)

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を実施した。

○奈良市勤労者総合福祉センター

パソコン教室やヨガ教室、陶芸教室のほか、各種教室を開催した。

催事等の開催回数 ７６回 参加人数 ７，０６５人

○勤労者福祉サービスセンター事業部門

企業内福祉をサポートする役目を担い、勤労者の福利厚生の実施に役立つ事業を実施した。具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を対象に、施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進事業及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付斡旋事業を実施した。

本施設における各事業に対する利用者数

施設利用事業 延べ人数 １４，５７１人

健康管理事業	延べ人数	2, 7 5 5 人
給付事業		8 7 5 人
厚生事業（催事等）	5 回	8 6 8 人

(5) 都祁地域振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数又は利用者数は以下のとおりであった。

※（ ）内は対前年度増減率

奈良市都祁交流センター	入館者数	1 1, 6 9 8 人	(△4. 0%)
奈良市都祁体育館	利用者数	7, 1 4 5 人	(△3 0. 2%)
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	利用者数	4, 2 5 2 人	(2 2. 8%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	利用者数	2 1, 0 6 9 人	(2 9. 3%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	利用者数	7 2 2 人	(2 1 6. 7%)
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	利用者数	2 2 0 人	(一)

奈良市都祁交流センターは、昨年まで利用されていたサークル活動の解散及び活動の縮小により、4 8 9 人の減少となった。

奈良市都祁体育館は、子どものバレーボールクラブの練習場所が地元小学校へ変更になったことにより3, 0 9 0 人の減少となった。

天候により左右される奈良市都祁生涯スポーツセンター等4 体育施設は、球技場の利用者数が4, 7 7 9 人、テニスコートが7 9 0 人の増加となった。多目的コートについては、ミニサッカーの練習を定期的に行う団体が定着し、4 9 4 人の増加となった。

(事業内容)

「つけ映画祭」は地域の映画会が急遽日程変更となり開催時期が重なったため中止した。また、地域間・世代間交流事業としてヨガ教室と新規事業としてスローエアロビック教室を実施し好評であった。

協力事業では、8 月に「つけ夏祭り2 0 2 4」を開催した。夜空を彩る壮大な花火

大会や盆踊り等を実施し、地域のお祭りとして世代間交流につなげることができた。
初の試みとして、奈良東商工会と共催し、つげ夏まつりの前夜祭として「都祁マルシェ&ビアガーデン」を開催し、盛況であった。

また、11月には都祁公民館・都祁福祉センター・都祁交流センター3館に所属するそれぞれの自主クラブが一同に集い文化祭展示や舞台発表を行う「つげまつり2024」を開催した。12月恒例のクリスマスミニコンサートでは、地元中学校吹奏楽部と一般吹奏楽団とのコラボにより盛大に開催することができ、地域間・世代間交流を図ることができた。

催事等の開催回数 29回 参加人数 3,443人

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	264,607,268	248,927,624	15,679,644	
現金	3,595,221	4,847,290	△ 1,252,069	
当座預金	32,000	1,500	30,500	
普通預金	260,980,047	244,078,834	16,901,213	
未収金	15,978,885	40,104,306	△ 24,125,421	
前払金	1,635,030	1,348,120	286,910	
商品	3,049,823	3,102,297	△ 52,474	
貯蔵品	1,067,601	54,206	1,013,395	
立替金	41,440	0	41,440	
流動資産合計	286,380,047	293,536,553	△ 7,156,506	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	132,000,000	132,000,000	0	
減価償却引当預金	2,738,791	2,738,791	0	
書道芸術振興積立金	37,006,552	36,703,570	302,982	
永年在会給付事業積立預金	4,350,742	4,218,742	132,000	
運営基金積立準備預金	5,803,291	5,628,291	175,000	
共済事業引当預金	50,523	408,523	△ 358,000	
記念事業費積立預金	3,484,983	3,484,983	0	
特定資産合計	185,434,882	185,182,900	251,982	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	1	2	△ 1	
什器備品	508,336	621,667	△ 113,331	
リース資産	24,628,560	14,407,800	10,220,760	
預託金	9,140	9,140	0	
その他固定資産合計	25,146,037	15,038,609	10,107,428	
固定資産合計	260,580,919	250,221,509	10,359,410	
資産の部合計	546,960,966	543,758,062	3,202,904	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	122,141,041	99,937,380	22,203,661	
前受金	792,100	728,200	63,900	
預り金	18,225,453	21,456,060	△ 3,230,607	
リース債務	5,608,680	2,686,200	2,922,480	
流動負債合計	146,767,274	124,807,840	21,959,434	
2. 固定負債				
リース債務	19,019,880	11,721,600	7,298,280	
固定負債合計	19,019,880	11,721,600	7,298,280	
負債の部合計	165,787,154	136,529,440	29,257,714	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産合計	86,003,617	86,003,617	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,003,617)	(36,003,617)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	295,170,195	321,225,005	△ 26,054,810	
	(149,431,265)	(149,179,283)	(251,982)	
正味財産の部合計	381,173,812	407,228,622	△ 26,054,810	
負債及び正味財産合計	546,960,966	543,758,062	3,202,904	

収 支 計 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	7,000	6,935	65	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	2,000	86,970	△ 84,970	
③ 受取入会金				
受取入会金	175,000	154,000	21,000	
④ 受取会費				
受取会費	35,531,000	35,048,700	482,300	
⑤ 事業収益				
入場料収益	33,486,000	5,963,200	27,522,800	
受講料収益	80,889,000	49,408,270	31,480,730	
利用料金収益	9,007,000	7,621,540	1,385,460	
出品料収益	600,000	532,000	68,000	
参加費収益	1,707,000	1,263,400	443,600	
小売業収益	3,640,000	2,592,570	1,047,430	
受取手数料	2,458,000	3,984,095	△ 1,526,095	
事業受託収益	350,000	446,804	△ 96,804	
共催事業管理収益	10,135,000	12,345,000	△ 2,210,000	
その他収益	1,315,000	2,088,111	△ 773,111	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,215,804,000	1,218,084,273	△ 2,280,273	
受取地方公共団体補助金	26,002,000	26,002,000	0	
受取民間助成金	0	30,000	△ 30,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	19,452,000	16,837,950	2,614,050	
⑧ 雑収益				
受取利息	4,000	326,584	△ 322,584	
雑収益	2,422,000	5,566,207	△ 3,144,207	
運営協力金等収益	2,256,000	2,267,769	△ 11,769	
経常収益計	1,445,242,000	1,390,656,378	54,585,622	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	438,363,000	413,724,828	24,638,172	
臨時雇賃金	61,986,000	49,241,875	12,744,125	
福利厚生費	83,097,000	79,074,939	4,022,061	
視察費	50,000	0	50,000	
旅費交通費	1,155,000	474,310	680,690	
通信運搬費	10,070,000	7,899,297	2,170,703	
減価償却費	4,495,000	4,483,567	11,433	
地方公共団体帰属備品等購入費	895,000	627,422	267,578	
消耗什器備品費	807,000	206,142	600,858	
消耗品費	26,227,000	16,544,133	9,682,867	
修繕費	14,462,000	8,565,812	5,896,188	
印刷製本費	10,711,000	7,331,205	3,379,795	
燃料費	1,485,000	992,740	492,260	
光熱水料費	286,846,000	281,389,028	5,456,972	
賃借料	26,251,000	18,119,811	8,131,189	
保険料	7,220,000	5,319,837	1,900,163	
諸謝金	40,940,000	29,505,509	11,434,491	
租税公課	58,002,000	59,694,110	△ 1,692,110	
支払負担金	928,000	810,260	117,740	
支払助成金	48,135,000	40,296,962	7,838,038	
委託費	334,369,000	295,712,442	38,656,558	
会議費	20,000	3,000	17,000	
支払手数料	8,621,000	4,801,318	3,819,682	
広告宣伝費	2,964,000	1,253,500	1,710,500	
仕入	1,724,000	1,175,887	548,113	
交際費	75,000	61,500	13,500	
原材料費	1,502,000	1,294,150	207,850	
医薬材料費	1,472,000	1,286,450	185,550	
雑費	700,000	610,480	89,520	
② 管理費				
役員報酬	2,683,000	2,616,180	66,820	
給料手当	45,513,000	47,486,376	△ 1,973,376	
福利厚生費	9,074,000	9,076,618	△ 2,618	
研修費	148,000	129,300	18,700	
旅費交通費	14,000	7,180	6,820	
通信運搬費	428,000	387,231	40,769	
減価償却費	135,000	134,404	596	
消耗品費	513,000	327,702	185,298	
修繕費	46,000	133,100	△ 87,100	
燃料費	38,000	27,000	11,000	
賃借料	3,136,000	3,046,010	89,990	
保険料	5,000	3,200	1,800	
諸謝金	1,403,000	1,402,500	500	
租税公課	63,000	79,444	△ 16,444	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
支払負担金	257,000	219,781	37,219	
委託費	2,921,000	2,920,500	500	
支払手数料	185,000	174,319	10,681	
広告宣伝費	1,000,000	906,400	93,600	
雑費	0	20	△ 20	
経常費用計	1,541,134,000	1,399,577,779	141,556,221	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 95,892,000	△ 8,921,401	△ 86,970,599	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 95,892,000	△ 8,921,401	△ 86,970,599	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	0	11,461,935	△ 11,461,935	
経常外収益計	0	11,461,935	△ 11,461,935	
(2) 経常外費用				
① 固定資産除去損				
車両運搬具除去損	0	1	△ 1	
② 特別退職金				
特別退職金	0	11,461,935	△ 11,461,935	
③ 雑損失				
雑損失	0	6,302,408	△ 6,302,408	
経常外費用計	0	17,764,344	△ 17,764,344	
当期経常外増減額	0	△ 6,302,409	6,302,409	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 95,892,000	△ 15,223,810	△ 80,668,190	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 95,892,000	△ 15,223,810	△ 80,668,190	
法人税、住民税及び事業税	3,002,000	10,831,000	△ 7,829,000	
当期一般正味財産増減額	△ 98,894,000	△ 26,054,810	△ 72,839,190	
一般正味財産期首残高	321,226,000	321,225,005	995	
一般正味財産期末残高	222,332,000	295,170,195	△ 72,838,195	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004,000	86,003,617	383	
指定正味財産期末残高	86,004,000	86,003,617	383	
III 正味財産期末残高	308,336,000	381,173,812	△ 72,837,812	

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	6,935	6,879	56	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	86,970	41,219	45,751	
③ 受取入会金				
受取入会金	154,000	153,500	500	
④ 受取会費				
受取会費	35,048,700	35,555,050	△ 506,350	
⑤ 事業収益				
入場料収益	5,963,200	4,608,300	1,354,900	
受講料収益	49,408,270	50,041,995	△ 633,725	
利用料金収益	7,621,540	6,857,880	763,660	
出品料収益	532,000	594,000	△ 62,000	
参加費収益	1,263,400	773,900	489,500	
普及事業収益	0	159,500	△ 159,500	
小売業収益	2,592,570	2,439,770	152,800	
受取手数料	3,984,095	3,296,761	687,334	
事業受託収益	446,804	337,984	108,820	
共催事業管理収益	12,345,000	14,530,000	△ 2,185,000	
その他収益	2,088,111	1,892,525	195,586	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,218,084,273	1,196,049,123	22,035,150	
受取地方公共団体補助金	26,002,000	26,002,000	0	
受取民間助成金	30,000	0	30,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	16,837,950	17,516,950	△ 679,000	
⑧ 雑収益				
受取利息	326,584	5,796	320,788	
雑収益	5,566,207	5,953,237	△ 387,030	
運営協力金等収益	2,267,769	2,366,959	△ 99,190	
経常収益計	1,390,656,378	1,369,183,328	21,473,050	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	413,724,828	455,358,285	△ 41,633,457	
臨時雇賃金	49,241,875	47,733,084	1,508,791	
福利厚生費	79,074,939	87,551,850	△ 8,476,911	
旅費交通費	474,310	517,060	△ 42,750	
通信運搬費	7,899,297	7,131,910	767,387	
減価償却費	4,483,567	2,928,845	1,554,722	
地方公共団体帰属備品等購入費	627,422	3,051,825	△ 2,424,403	
消耗什器備品費	206,142	405,770	△ 199,628	
消耗品費	16,544,133	16,642,277	△ 98,144	
修繕費	8,565,812	11,674,046	△ 3,108,234	
印刷製本費	7,331,205	9,480,112	△ 2,148,907	
燃料費	992,740	1,162,300	△ 169,560	
光熱水料費	281,389,028	262,292,013	19,097,015	
賃借料	18,119,811	23,925,497	△ 5,805,686	
保険料	5,319,837	5,559,062	△ 239,225	
諸謝金	29,505,509	25,521,016	3,984,493	
租税公課	59,694,110	55,523,685	4,170,425	
支払負担金	810,260	4,072,930	△ 3,262,670	
支払助成金	40,296,962	42,326,499	△ 2,029,537	
委託費	295,712,442	285,084,199	10,628,243	
会議費	3,000	3,000	0	
支払手数料	4,801,318	4,674,092	127,226	
広告宣伝費	1,253,500	914,900	338,600	
仕入	1,175,887	1,305,185	△ 129,298	
交際費	61,500	58,000	3,500	
原材料費	1,294,150	1,226,390	67,760	
医薬材料費	1,286,450	1,552,936	△ 266,486	
雑費	610,480	603,930	6,550	
② 管理費				
役員報酬	2,616,180	6,184,300	△ 3,568,120	
給料手当	47,486,376	46,462,821	1,023,555	
福利厚生費	9,076,618	9,335,364	△ 258,746	
研修費	129,300	105,210	24,090	
旅費交通費	7,180	9,160	△ 1,980	
通信運搬費	387,231	300,068	87,163	
減価償却費	134,404	201,505	△ 67,101	
消耗什器備品費	0	55,880	△ 55,880	
消耗品費	327,702	324,301	3,401	
修繕費	133,100	0	133,100	
印刷製本費	0	27,500	△ 27,500	
燃料費	27,000	30,000	△ 3,000	
賃借料	3,046,010	3,109,346	△ 63,336	
保険料	3,200	3,200	0	
諸謝金	1,402,500	1,557,000	△ 154,500	
租税公課	79,444	27,139	52,305	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
支払負担金	219,781	218,140	1,641	
委託費	2,920,500	2,095,500	825,000	
支払手数料	174,319	197,299	△ 22,980	
広告宣伝費	906,400	0	906,400	
雑費	20	0	20	
経常費用計	1,399,577,779	1,428,524,431	△ 28,946,652	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,921,401	△ 59,341,103	50,419,702	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 8,921,401	△ 59,341,103	50,419,702	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	11,461,935	15,556,385	△ 4,094,450	
② 雑益				
雑益	0	8,750,226	△ 8,750,226	
経常外収益計	11,461,935	24,306,611	△ 12,844,676	
(2) 経常外費用				
① 固定資産除去損				
車両運搬具除去損	1	0	1	
② 特別退職金				
特別退職金	11,461,935	15,556,385	△ 4,094,450	
③ 雑損失				
雑損失	6,302,408	6,681,483	△ 379,075	
経常外費用計	17,764,344	22,237,868	△ 4,473,524	
当期経常外増減額	△ 6,302,409	2,068,743	△ 8,371,152	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 15,223,810	△ 57,272,360	42,048,550	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 15,223,810	△ 57,272,360	42,048,550	
法人税、住民税及び事業税	10,831,000	71,000	10,760,000	
当期一般正味財産増減額	△ 26,054,810	△ 57,343,360	31,288,550	
一般正味財産期首残高	321,225,005	378,568,365	△ 57,343,360	
一般正味財産期末残高	295,170,195	321,225,005	△ 26,054,810	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産期末残高	86,003,617	86,003,617	0	
III 正味財産期末残高	381,173,812	407,228,622	△ 26,054,810	

財 産 目 録

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産	現金預金	264,607,268
	現金	3,595,221
	当座預金	32,000
	ゆうちょ銀行	32,000
	普通預金	260,980,047
	南都銀行	256,506,373
	近畿労働金庫	4,473,674
	未収金	15,978,885
	前払金	1,635,030
	商品	3,049,823
	貯蔵品	1,067,601
	立替金	41,440
流動資産合計		286,380,047
2. 固定資産		
基本財産	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農業協同組合	10,000,000
	奈良信用金庫	10,000,000
	大和信用金庫	10,000,000
特定資産	財政変動準備積立金	132,000,000
	減価償却引当預金	2,738,791
	書道芸術振興積立金	37,006,552
	永年在会給付事業積立預金	4,350,742
	運営基金積立準備預金	5,803,291
	共済事業引当預金	50,523
	記念事業費積立預金	3,484,983
その他固定資産	車両運搬具	1
	什器備品	508,336
	リース資産	24,628,560
	預託金	9,140
固定資産合計		260,580,919
資産合計		546,960,966
II 負債の部		
1. 流動負債	未払金	122,141,041
	前受金	792,100
	預り金	18,225,453
	リース債務	5,608,680
流動負債合計		146,767,274
2. 固定負債	リース債務	19,019,880
固定負債合計		19,019,880
負債合計		165,787,154
正味財産		381,173,812

役 員

(令和7年3月31日現在)

理 事 (理 事 長)	西 谷 忠 雄	(常 勤)
理 事 (副 理 事 長)	野 崎 尚 利	(非 常 勤)
理 事	嶋 崎 隆 則	(常 勤)
理 事	金 春 康 之	(非 常 勤)
理 事	松 山 隆	(非 常 勤)
理 事	高 木 厚 人	(非 常 勤)
理 事	谷 奥 哲 彦	(非 常 勤)
理 事	新 司 正 人	(非 常 勤)
理 事	森 本 哲 次	(非 常 勤)
監 事	岡 本 善 英	(非 常 勤)
監 事	今 中 正 徳	(非 常 勤)

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 コミュニティ住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和7年4月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 コミュニティ住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

コミュニティ住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、コミュニティ住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) コミュニティ住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市コミュニティ住宅条例第6条で準用する奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1				家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年4月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年2月4日午前11時30分頃、奈良市都祁吐山町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方のトラックのサイドバンパー及び燃料タンクが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 996,820円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年4月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年11月5日午前10時30分頃、奈良市奈良阪町地内において、本市職員が倒木のおそれがあった本市管理樹木の伐採作業中に、相手方の電線を切断させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 60,448円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年4月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年12月20日午前8時21分頃、奈良市三条栄町地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積所の扉に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 195,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年4月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年1月7日午後2時30分頃、奈良市上深川町地内において発生した、強風により市道上に樹木の枝が落下し、走行していた相手方の普通自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 959,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年4月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年1月23日午前7時58分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の公用車がアパート敷地内の舗装部分を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 48,600円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年4月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年3月10日午後9時30分頃、奈良市池田町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 49,356円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年4月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年4月14日午前6時30分頃、奈良市立二名中学校において発生した、敷地内
通路上の溝蓋の跳ね上がりにより、相手方の小型トラックの荷台ステップが損傷した事故
について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 36,850円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年5月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年12月24日午前11時30分頃、奈良市中町地内において発生した、本市の公用車が相手方のバイクと接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 387,678円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年5月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年3月20日午前9時6分頃、奈良市中山町地内において発生した、本市の公用車が相手方所有のごみ集積ボックスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 112,200円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年5月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年12月27日午後0時28分頃、奈良市佐紀町地内において発生した、本市職員が家庭ごみを収集する際、ごみ袋が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 9,595円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年5月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年3月10日午前9時30分頃、奈良市法蓮町地内において発生した、本市の公用車が相手方所有の看板に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 46,533円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年4月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

損害賠償の額の決定について

人事考課に基づき令和5年6月勤勉手当が減額となった本市職員から、公平委員会に対して提出された勤務条件に関する措置要求に関し、人事考課において標準的評価を行った場合に同職員が受ける勤勉手当との差額を支給するよう同委員会から勧告を受けたことに伴い、遡及して当該差額を支払うことについて、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 2, 6 7 6 円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 奈良市税条例の一部改正について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和7年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第90条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第96条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第90条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第97条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例第90条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和 7 年度奈良市一般会計 補正予算（第 1 号）

令和 7 年度奈良市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 146,931 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167,435,079 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		千円 36,268,721	千円 13,865	千円 36,282,586
	2. 国 庫 補 助 金	3,730,658	9,078	3,739,736
	3. 国 庫 委 託 金	141,452	4,787	146,239
17. 県 支 出 金		12,351,054	91,000	12,442,054
	2. 県 補 助 金	2,467,982	91,000	2,558,982
21. 繰 越 金		-	30,066	30,066
	1. 繰 越 金	-	30,066	30,066
23. 市 債		14,325,600	12,000	14,337,600
	1. 市 債	14,325,600	12,000	14,337,600
歳 入 合 計		167,288,148	146,931	167,435,079

(注) 「第 2 1 款 諸収入」、「第 2 2 款 市債」を「第 2 2 款 諸収入」、「第 2 3 款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		千円 78,022,343	千円 13,144	千円 78,035,487
	1. 社 会 福 祉 費	36,540,759	13,144	36,553,903
6. 農 林 水 産 業 費		771,322	91,000	862,322
	1. 農 林 費	771,322	91,000	862,322
9. 土 木 費		15,526,337	38,000	15,564,337
	2. 道 路 橋 梁 費	7,516,957	26,000	7,542,957
	4. 都 市 計 画 費	5,852,336	12,000	5,864,336
10. 消 防 費		5,201,804	4,787	5,206,591
	1. 消 防 費	5,201,804	4,787	5,206,591
歳 出 合 計		167,288,148	146,931	167,435,079

第2表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
都 市 計 画 事 業	千円 2,232,700	千円 2,244,700
計	14,325,600	14,337,600

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	36,268,721	13,865	36,282,586
17 県支出金	12,351,054	91,000	12,442,054
21 繰越金	—	30,066	30,066
23 市債	14,325,600	12,000	14,337,600
歳 入 合 計	167,288,148	146,931	167,435,079

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	繰越金	繰越金
3 民生費	78,022,343	13,144	78,035,487	9,078				4,066
6 農林水産業費	771,322	91,000	862,322	91,000				—
9 土木費	15,526,337	38,000	15,564,337		12,000			26,000
10 消防費	5,201,804	4,787	5,206,591	4,787				—
歳 出 合 計	167,288,148	146,931	167,435,079	104,865	12,000			30,066
				一般財源内訳				
				繰越金				
				30,066				

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	1,380,560	9,078	1,389,638	3 老人福祉費補助金	9,078	介護保険事業費補助金	
計	3,730,658	9,078	3,739,736				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 消防費国庫委託金	—	4,787	4,787	1 非常備消防費委託金	4,787	消防団の力向上モデル事業費委託金	
計	141,452	4,787	146,239				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金	85,835	91,000	176,835	2 農業振興費補助金	91,000	新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金	
計	2,467,982	91,000	2,558,982				

第17款 県支出金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	—	30,066	30,066	1 繰越金	30,066	歳計剰余繰越金
計	—	30,066	30,066			

第21款 繰越金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
6 土木債	7,766,900	12,000	7,778,900	3 都市計画事業債	12,000	公園事業債	
計	14,325,600	12,000	14,337,600				

第23款 市債

3. 歳出
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 老人福祉費	1,840,687	13,144	1,853,831	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	18 負担金補助及 び交付金	13,144	老人福祉施設整備指導監督事務経費
計	36,540,759	13,144	36,553,903	特定財源 一般財源			

第3款 民生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	264,666	91,000	355,666	特定財源 (内訳) 県支出金	18 負担金補助及 び交付金	91,000	特産団地育成経費
計	771,322	91,000	862,322	特定財源 一般財源			

第6款 農林水産業費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 道路橋梁総務費	855,985	26,000	881,985	一般財源 26,000	12 委託料	5,000		街路灯管理経費
					14 工事請負費	21,000		
計	7,516,957	26,000	7,542,957	特定財源 一般財源 0 26,000				

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 公園事業費	551,947	12,000	563,947	特定財源 (内訳) 市債 12,000	14 工事請負費	12,000	公園整備単独事業
計	5,852,336	12,000	5,864,336	特定財源 一般財源			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
2 非常備消防費	161,968	4,787	166,755	特定財源 (内訳) 国庫支出金 4,787	10 需用費	387	4,400	消防団運営経費
					17 備品購入費			
計	5,201,804	4,787	5,206,591	特定財源 一般財源				

第10款 消防費

(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 (単位 千円)						
区 分	補 正 前		補 正 後			
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額		
1. 普 通 債	13,411,100	101,086,901	13,423,100	101,098,901		
(1) 土 木	7,640,900	35,719,272	7,652,900	35,731,272		
合 計	14,325,600	172,439,939	14,337,600	172,451,939		

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部改正について

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、1箇月を超えない範囲内で規則で定める期間ごとの期間につき前項の規定を適用したものとしたときの勤務時間となるように、当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第1項中「前条」の次に「第1項及び第2項」を加える。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。
- (1) 職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要があるとき。
 - (2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第8条の3第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第10条第1項中「と総称する」を「という」に改め、「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第2条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の次に「（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条第3項中「考慮して、」の次に「第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を、「ように、」の次に「第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加える。

第5条中「、第3条第2項」の次に「若しくは第3項の規定により勤務時間が割り振られた日のうち規則で定める日」を加え、「第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日」を「勤務日（前条の規定により勤務時間が割り振られた日を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年7月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

（提案理由）

職場の魅力及び能率の向上のためフレックスタイム制を導入し、多様な人材が活躍できる働きやすい職場づくりを目指すため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「ところにより、これを行う」を「市役所掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第8条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第21条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第28条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第29条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第29条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、

同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第7条の4中「附則第23条の2第1項」を「附則第23条の3第1項」に改める。
。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第7項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第23条の2第3項中「附則第23条の2第1項」を「附則第23条の3第1項」に改め、同条を附則第23条の3とし、附則第23条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第23条の2 令和8年4月1日以後に第101条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第101条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第102条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第103条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第101条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グ

ラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもつて紙巻たばこの１本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１０２条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１０２条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第２８条の９（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第３５条中「第３１項から第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３１項から第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第21条、第28条第1項ただし書、第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第7条の4及び附則第23条の2の改正規定並びに同条を附則第23条の3とし、附則第23条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第21条及び第28条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第29条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の奈良市税条例（以下「旧条例」という。）第28条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（

昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)

について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第23条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、奈良市税条例第101条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第103条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第23条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 奈良市税条例第103条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第23条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第23条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、公示送達の方法、特定親族特別控除の創設、長寿命化に

資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置、加熱式たばこの課税方式の見直し等所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成 15 年奈良市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号中「勤労者」の次に「をはじめ市民」を加え、同条第 3 号中「勤労者及び」を「勤労者をはじめ」に改める。

第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 2 項中「必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て」を「公益上その他特別の理由があると市長が認める場合は」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項中「及びトレーニングルーム」を削る。

第 13 条第 5 号を次のように改める。

(5) 喫煙すること。

第 13 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 指定の場所以外で火気を使用すること。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 6 条関係）

- 1 多目的ホール、防音室、多目的ルーム、和室、クラフトスペース及びスタジオ利用
料金の上限

区 分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	9：00～ 11：00	11：00～ 13：00	13：00～ 15：00	15：00～ 17：00	17：00～ 19：00	19：00～ 21：00
	円	円	円	円	円	円

多目的 ホール	体育室 として 独占利 用	2,200	2,200	2,200	2,200	4,400	4,400
	体育室 として 部分利 用	1,100	1,100	1,100	1,100	2,200	2,200
防音室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
多目的ルーム S		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
多目的 ルーム A	独占利 用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
	部分利 用	500	500	500	500	1,000	1,000
多目的ルーム B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
多目的ルーム C		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
多目的ルーム D (パソコン室)		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
和室	独占利 用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
	部分利 用	500	500	500	500	1,000	1,000
クラフトスパー ス		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
スタジオ A		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
スタジオ B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
備考							
1 利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間（1 時間未満は							

、1時間とする。以下同じ。)につき、規定の利用料金の1時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。)とする。

2 多目的ホールの冷暖房施設の利用料金は、規定の利用料金の100分の20に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。

3 多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために利用する場合(ホールとして独占利用する場合に限る。)の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。

4 「部分利用」とは、床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。

5 営利を目的とする場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。

6 クラフトスペースを陶芸焼窯の本焼又は素焼のために利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。

7 次に掲げる者以外の者(以下「市外利用者」という。)が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市内に存する学校に在学する者

8 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

9 多目的ホールをホールとして独占利用する場合の利用料金は、当該ホールを体育室として独占利用する場合の利用料金の100分の200に相当する額とする。

2 ワークスペースの利用料金の上限

区 分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		9：00～ 11：00	11：00～ 13：00	13：00～ 15：00	15：00～ 17：00	17：00～ 19：00	19：00～ 21：00
		円	円	円	円	円	円

個人利用	ブース利用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	オープン利用	800	800	800	800	800	800

備考

- 1 利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間につき、規定の利用料金の1時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額とする。
- 2 「ブース利用」とは、個人でワークスペース内の個室ブースを利用する場合をいう。
- 3 「オープン利用」とは、個人でワークスペース内の個室ブース以外を利用する場合をいう。
- 4 ワークスペースの定期利用（個人利用に限る。）の利用料金は、月額32,500円とする。
- 5 あらかじめ指定管理者の承認を受けてワークスペースを独占利用する場合の利用料金は、区分1から区分4までについてはブース利用の利用料金の100分の300に相当する額、区分5及び区分6についてはブース利用の利用料金の100分の600に相当する額とする。
- 6 営利を目的とする場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。
- 7 市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 8 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 シャワー室及びサウナ室の利用料金の上限（1人1回当たり）

区 分	利 用 料 金
シャワー室	100円

サウナ室	150円
シャワー室・サウナ室	200円

4 テニスコートの利用料金の上限（1面につき）

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
テニスコート	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
備考 1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。 2 市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。						

5 附属設備及びその利用料金の上限

市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市勤労者総合福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用承認に係る利用料金から適用し、同日前の利用承認に係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

勤労者総合福祉センターの利用の実態に即して文言の整備を行うほか、別表に掲げる施設の名称を改める等所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（令和 2 年奈良市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

主務省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の条件となる対象施設の設置期限を延長しようとするものである。

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「12, 500」を「12, 900」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた奈良市消防団員

等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定しようとするものである。

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金 の支給に関する条例の一部改正について

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年奈良市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数						
	5 年以上 10 年未 満	10 年以 上 15 年 未満	15 年以 上 20 年 未満	20 年以 上 25 年 未満	25 年以 上 30 年 未満	30 年以 上 35 年 未満	35 年以 上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834

団員	2 0 0	2 6 4	3 3 4	4 0 9	5 1 9	6 8 9	7 8 9
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の支給額を決定するための勤続年数の区分に35年以上勤務した者の区分を新たに追加しようとするものである。

奈良市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正について

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年奈良市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 奈良市公共下水道事業の部都市計画公共下水道事業の項中「319, 564」を「301, 892」に、「143, 155」を「135, 561」に改め、同部月ヶ瀬公共下水道事業の項中「870」を「780」に、「310」を「320」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公共下水道の事業計画の変更に伴い、都市計画公共下水道事業及び月ヶ瀬公共下水道事業の計画処理人口及び計画 1 日最大処理水量を改めようとするものである。

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準 並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改 正について

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年奈良市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改め、「合格した者」の次に「（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第2項に規定する第2次検定に合格した者に限る。次条第1項第8号において同じ。）」を加える。

第4条第1項第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市下水道条例の一部改正について

奈良市下水道条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市下水道条例の一部を改正する条例

奈良市下水道条例（昭和 5 1 年奈良市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 3 第 1 0 号中「第 6 条第 4 号」を「第 6 条第 5 号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

下水道法施行令の一部改正により水質の基準の指標として大腸菌数を用いることとされたことに伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

財産の処分について

次に掲げる土地を処分するものとする。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

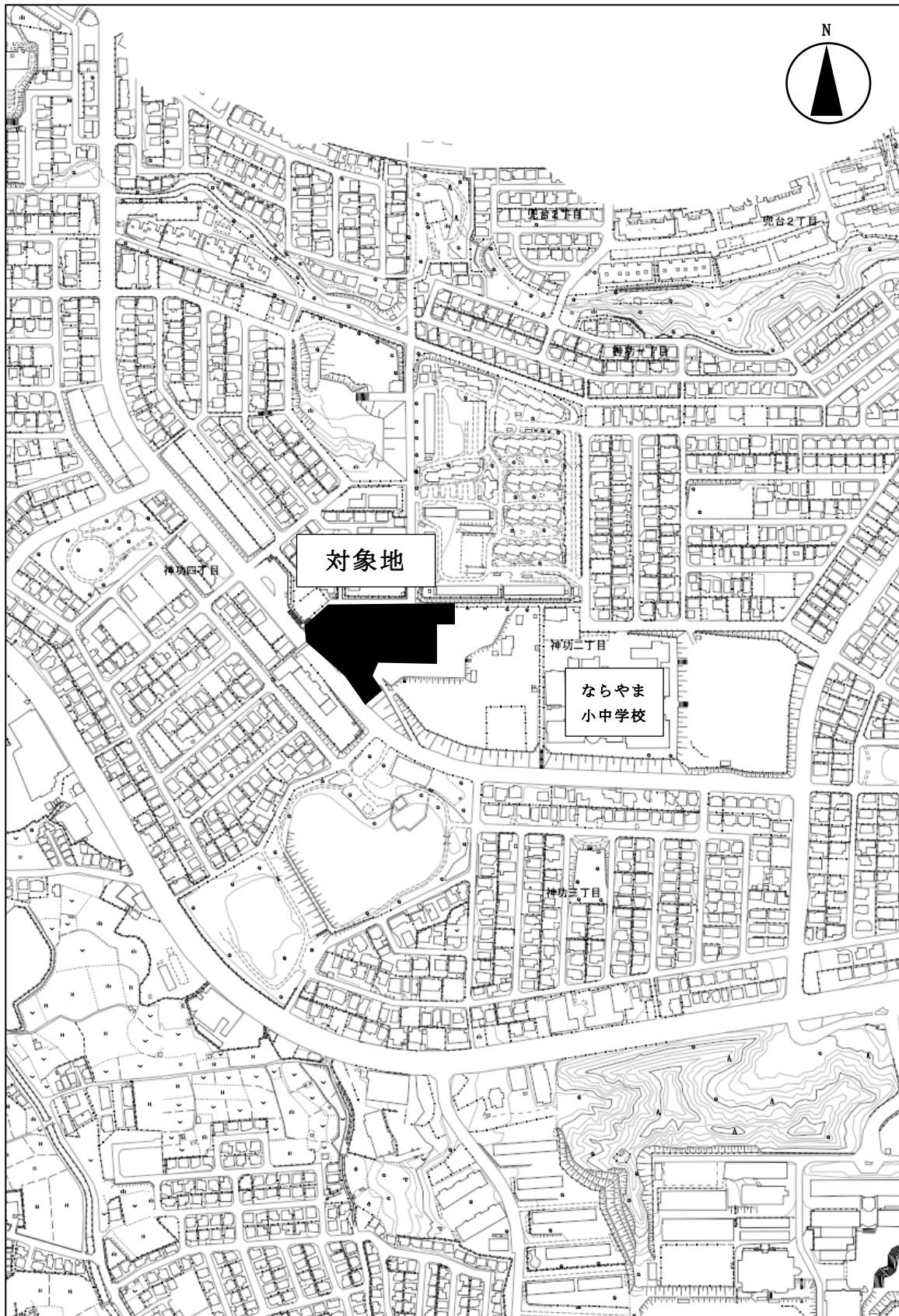
1. 物件の表示

所 在 地	地 目	実測面積 (㎡)
奈良市神功二丁目2番1の一部	学校用地	4, 8 3 7. 2 9
奈良市神功二丁目2番2の一部	学校用地	7 9 7. 7 6
奈良市神功二丁目2番3の一部	学校用地	8 7 5. 2 3
奈良市神功二丁目2番4	学校用地	2, 9 0 5. 5 3
奈良市神功二丁目2番5の一部	学校用地	8. 0 0
合 計		9, 4 2 3. 8 1

2. 譲 渡 価 格 3 0 6, 0 0 0, 9 9 9 円

3. 契約の相手方 大阪府中央区大手前1丁目7番31号
京阪電鉄不動産株式会社
代表取締役 道本 能久

位置図



和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年11月1日午後1時15分頃、奈良市三条大路一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方所有の軽油用計量器に接触した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 損害賠償の額 1, 657, 520円

訴えの提起について

本市は、山栄商事合同会社が障害児通所給付費を不正に受給していたことに関し、代表社員に悪意又は重大な過失があったことを主張し、損害賠償を求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

令和7年6月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

山村 好史

2. 訴えの要旨

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者として指定していた山栄商事合同会社について、人員基準違反や運営基準違反などの重大な違反事項のほか、代表社員による検査の忌避や虚偽報告等が確認されたため、令和5年12月26日付けで指定取消処分を行った。併せて、同社に対し、同法第57条の2第2項に基づき、障害児通所給付費を不正に受給していたことによる返還金及びこれに対する加算金合計39,042,655円を請求しているが、39,042,249円が未収となっている。

よって、代表社員への責任追及のため、相手方に対し、会社法第597条の規定に基づき、未収金39,042,249円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額を支払えとの判決を求める。

3. 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 本市は、上記の訴訟の目的達成に特に必要があるときは、訴え又は当事者の追加又は変更をすることができる。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

